

# 「家族登録トライアル（いえトラ）」登録規約

平成20年7月現在

- 1) この規約は、京都テルサフィットネスクラブの会則および細則に基づく個人会員（以下会員とする）の同居家族が前記会則・細則に記す入会資格を満たし、「家族登録トライアル」として登録するためのものである。
- 2) この規約に基づく会員の同居家族が定められた京都テルサフィットネスクラブの利用条件等に承認し、登録するこの制度を「家族登録トライアル」（以下いえトラとする）という。
- 3) 「いえトラ」登録者の利用料は1回1,000円（税込み）とし、全ての営業日と営業時間に利用できる。ただし、毎月の利用回数は2回までとする。
- 4) 「いえトラ」登録者は利用に際し、必ず登録時に発行される登録証をフロントで提示するものとし、紛失した場合は、速やかに手数料300円を支払い、再発行手続きをとるものとする。
- 5) 「いえトラ」登録者の有効期限は、平成20年12月末までとする。  
※平成20年末までに会員に対し、告知いたします。
- 6) 「いえトラ」登録者は、同居家族の会員が京都テルサフィットネスクラブを退会、または規約退会した場合、自動的に登録は抹消されるものとする。
- 7) 同居家族の会員が京都テルサフィットネスクラブを退会または規約退会する場合、「いえトラ」登録者は、変更手数料3,150円を納めて、会員名義を変更することができる。  
ただし、会員1名の退会に対し、「いえトラ」登録者1名が名義変更できるものとする。
- 8) 「いえトラ」登録に際し、同居家族の会員に関わる法人や団体の登録は無効とする。
- 9) 「いえトラ」登録者は、京都テルサフィットネスクラブの会則・細則またはその他規則を遵守し利用しなければならない。万一前記が守られない場合は、登録は無効とする。
- 10) 「いえトラ」登録者は、駐車場利用時の駐車料金については、会員と同様とする。（2時間以内無料）
- 11) 「いえトラ」登録者には同伴ビジター制度は適応されない。（同伴ビジター利用不可）
- 12) 「いえトラ」登録者は、入会登録料差額4,725円を納金して、会員入会登録することができる。（現会員からの紹介入会制度も適用される。）ただし、期限は平成20年12月末までとする。なお、会員登録後は、現会員の料金体系に則り月会費、および利用料が必要になります。